

## 綾瀬市学校給食物資の購入等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）において調理する給食の献立決定及び使用する食材料（主食、牛乳、脱脂粉乳の物資を除く。）の購入手続（地場産の食材料を購入する場合を除く。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 価格競争物資 最低価格見積により納入業者を選定する食材料をいう。
- (2) 見本選定物資 見本により納入業者を選定する食材料をいう。

### (給食の献立決定手続)

第3条 学校給食主管課長は、児童又は生徒1人1回当たりの平均所要栄養量の基準に則した給食献立を作成しなければならない。

- 2 前項に規定する給食献立は、綾瀬市学校給食研究会の意見を聴いて決定しなければならない。

### (見積書等の徴収)

第4条 学校給食主管課長は、価格競争物資及び見本選定物資の見積書等を綾瀬市学校給食物資納入業者の登録に関する要綱（平成16年10月1日施行）第7条の規定に基づき登録した業者から徴するものとする。

### (価格競争物資納入業者の決定)

第5条 価格競争物資は、最低価格の見積者をもって決定する。

### (選定委員会の設置)

第6条 見本選定物資の納入業者選定のため、綾瀬市学校給食物資納入業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長には、学校長代表をもって充てることとし、副委員長は学校給食主管課長とする。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(見本選定物資納入業者の決定)

第7条 学校給食主管課長は、見本選定物資の納入業者選定を選定委員会に付託し、選定委員会は、品質、味等を比較検討の上決定し、学校給食主管課長に報告するものとする。

(結果の報告)

第8条 学校給食主管課長は、第5条及び前条の規定により納入業者が決定した経過を明らかにするため、学校給食価格競争物資・見本選定物資選定調書(第1号様式)を作成し、教育長に報告しなければならない。

(発注)

第9条 学校給食主管課長は、前条の規定に基づく報告の後、食材料を学校給食物資発注書(第2号様式)により、契約単価をもって納入業者に発注するものとする。

(特例)

第10条 学校給食主管課長は、緊急の必要がある又はやむを得ないと認められる場合、第4条から第9条までの規定にかかわらず、教育長の承認を得た後、食材料の発注をすることができる。

(納入)

第11条 第9条又は前条の規定により食材料の発注を受けた納入業者は、指定期日までに学校給食物資発注書の規格に適合した食材料を納入しなければならない。

(検収)

第12条 納入された食材料は、納入業者立ち会いの上、学校給食主管課長が指定した職員が検査を行い、合格したものについて納品書とともに受領するものとする。

(代金の請求)

第13条 食材料を納入した納入業者は、1箇月分の請求を取りまとめの上、食材料の代金を請求するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に、定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に改正前の綾瀬市学校給食物資購入要綱（昭和54年4月1日施行）第2条の規定による選定委員会の委員数は、平成12年4月30日まで、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 改正前の様式に基づいて作成された用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第 6 条関係）

| 委 員           | 委員の<br>数 | 備 考 |
|---------------|----------|-----|
| 学校長代表         | 1        |     |
| P T A 代表      | 2        |     |
| 小・中学校の給食担当教職員 | 2        |     |
| 学校給食主管課長      | 1        |     |

## 第1号様式（第8条関係）

学校給食価格競争物資・見本選定物資選定調書

[illegible]

## 第2号様式（第9条関係）

# 学校給食物資発注書

[illegible]